

平成28年10月25日

## 第92回 遠野市農業委員会総会議事録

遠 野 市 農 業 委 員 会

## 第92回遠野市農業委員会総会議事録

告示年月日 平成28年10月14日  
告示番号 遠野市農業委員会告示第18号  
会議年月日 平成28年10月25日  
会議の場所 遠野市役所とびあ庁舎大会議室  
出席委員 別紙のとおり  
欠席委員 別紙のとおり

会議に出席した職員

事務局長 河野 和 浩

農地係長 千葉 芳 治

本日の案件 第92回遠野市農業委員会総会提出議案のとおり  
開会時刻 午前9時30分

議 長	<p><b>【開会】</b> おはようございます。稲刈り最盛期を過ぎたかもしれませんが、この秋晴れの下、遅れている方、また大きな面積を経営されていまして、まだ済んでいない方、委員の方もおありかと思えますけれども、今回招集をしましてところお集まりいただきましてありがとうございます。ただいまから総会を進めてまいります、開会宣言をする前に遠野市農業委員会憲章の朗唱を行いますので、ご起立願います。先章を10番 奥友康悦委員にお願い致します。</p>
10番委員	<p>はい。前段を読み上げますので、後段のご唱和をお願い致します。 (「遠野市農業委員会憲章」朗唱により記載省略)</p>
議 長	<p><b>【会議成立宣言】</b> 本日の出席委員は、28名であります。定足数に達しておりますので直ちに第92回遠野市農業委員会総会の開会を宣言します。9番 菊池友吾委員、25番 綱木秀治委員、29番 菊池康祝委員からは欠席する旨の届出があり、これを了承しましたのでご報告を致します。</p>
議 長	<p><b>【会長報告】</b> 続いて、会長に案内があり出席致しました会議等についてご報告を致します。10月5日は宮守町桐町地区耕作放棄地解消取り組みに係る打ち合わせ会が桐町地区集会所でありました。これには農家組合長・農業委員・自治会長・行政区長がお集まりでございましたけれども、桐町地区の国道そばに荒廃農地が存在され、ここの家族がもう作業ができるような状況にはないということで、どのようにして解消するかということの話し合いを持ったところであります。今回この時期になりましたので、来春を見越して考えていくということになったという話し合いがなされました。その会議の時には何とか秋にでも再農するということでしたけれども、その後、農家組合が集まりこの秋になって来春を見越して、ということになったという報告を受けているところであります。10月11日が岩手県農業会議の常設審議委員会があり、盛岡で開催されましたので出席をいたしました。10月19日には官民連携による被災地の支援フォーラムがみらい創りカレッジで開催されまして、会長職務代理者・佐々木恵美子委員・似田貝委員・私と、4人で出席をしたところであります。いろんな勉強ができましたし、最後のワークショップについては、いろんな意見の違いがあるものの、持ち寄って一つ又は二つに纏め知識を高めていくという活動があったわけでありまして、これには私はちょっと私用ができてまして早退をしましてしまいましたけれども、素晴らしい行ないであったと感じて帰ってきたところであります。以上、私の会長として出席をした内容についての報告と致します。</p>
議 長	<p><b>【事務事業経過報告】</b> 次に今月の農業委員会事務事業の経過については、事務局長に説明を求めます。</p>
事務局長	<p>はい、議長。それでは、事務事業経過報告ですが、遠野市農業委員会事務事業経過報告書をお手元に配布してございますので、それに基づきながらご報告を致したいと思っております。10月11日、農地法等の申請締切日でございます。それに基づきまして10月17日、農地転用等の現地確認調査を行なったところでございます。これについては本日、議案として上程してございますのでご審議いただきたいと思っております。10月14日ですが、第5回遠野市農業委員会運営委員会を開催しております。協議案件と致しましては、すでに通知済みでございますが県外研修でございます。当初予定していた由利本荘市農業委員会より、日程が困難という連絡があったことに伴いまして、男鹿市農業委員会に変更するということについてご協議をしておりますし、また本日その他で説明を致しますが、勧告農地対象の農地所有者への通知、そして台風10号による大雨等の被害に関する見舞金の協力について、それらの協議をしたところです。10月19日です。遠野市農</p>

業委員会農地専門委員会を開催してございます。後に会長の方からご報告がなされると思います。そして本日第92回遠野市農業委員会総会でございます。明日10月26日以降の主な行事予定です。10月26日明日でございますが、平成28年度岩手県農業委員会大会運営委員会が盛岡市で開催されますが、これには会長が出席する予定となっております。10月27・28日は遠野市農業委員会県外研修で秋田県の方です。男鹿市の農業委員会を中心に県外研修に一泊二日の予定です。11月1日から2日です。岩手県都市農業委員会会長会先進地視察研修会がございまして山形県の方に二日間でございますが、会長が出席する予定です。11月3日ですが、これは各農業委員さんに担当課の方からご案内があったと思いますが、市制施行11周年記念式典が開催される予定です。11月10日、平成28年度岩手県農業委員会大会が盛岡市で開催される予定です。11月10日が農地法等の申請締切日です。そして11月11日は岩手県農業会議常設審議委員会の予定です。農地法の申請に伴います農地転用等の現地確認調査日ですが、11月15日を予定しています。この現地確認につきましては、案件の件数によりましては二日間に分けて調査をする予定ですが、11月15・16日になるか一日で終わるか、申請が出てきてからの通知ということになります。それらをお含みおきいただきたいと思います。11月中旬、まだ日程は確定していませんが、上閉伊地方農業委員研修会が釜石で行う予定です。7月に開催されました上閉伊地方の農業委員会会議の際には、今回の研修につきましては、岩手県農業会議の会長に講師をお願いしたいという要望がございまして、これにつきまして県の農業会議の方に日程のご相談をしているところでございます。まだ日程が確定してございませんが、確定し次第ご案内を差し上げたいと思いますのでよろしくお願い致します。第93回の総会ですが、11月25日金曜日を予定していますのでよろしくお願い致します。そして11月30日ですが、平成28年度農業者年金加入推進セミナーのご案内が参りました。おそらくこの前に決起総会等の予定が入っておりまして、11月30日から12月1日というような形になると思います。12月1日には全国農業委員会代表者集会がございまして、立て続けに一泊二日で開催される予定です。以上です。

【専決処分等の報告】

議長 長 はい。次に、報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出案件は専決処分致しましたので、その内容を事務局長から報告致します。

事務局長 はい、議長。報告第1号についてご説明致します。議案書1ページです。農地法第3条の3第1項の規定に基づき相続等によって権利を取得された2名の方からの届出です。本案件につきましては遠野市農業委員会規則第5条第2項の規定によりまして、平成28年10月14日に専決処分を致しまして、届出者に受理通知書を交付致しましたので、同条第3項の規定に基づきまして本総会に報告するものです。以上です。

議長 長 ただ今、事務局長から報告をした案件についてご質問等ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 長 質疑なしと認め、質疑を終結致します。

次に、報告第2号、「農地法第4条第1項及び第5条第1項の許可処分の取下願」は良として専決処理を致しましたので、事務局その内容を報告願います。

農地係長 はい、議長。2ページです。報告第2号、農地法第4条第1項及び第5条第1項の許可処分の取消願いに係る専決処分の報告についてです。農地法第4条第1項及び第5条第1項の許可処分の取消願いについて、遠野市農業委員会規則第5条第2項の規定により専決処分したので同条第3項の規定により報告するものです。

事業者 ●●町 ●●●●、譲渡人 ●●町 ●●●● 相続代表人 ●●●●、1筆445平方メートルに、木工資材置場を目的として、平成12年9月6日に転用許可を受けていたものですが、事業者より、加齢に伴い木工民芸品の生産量が減少し、既存の木工資材置場で充足しているため許可を受けた事業の一部を取消するため許可処分の取消願いが出され、9月23日に専決処分し、9月27日付けで岩手県から許可の取消しがあつ

	たものです。以上、報告いたします。
議長	ただ今、事務局から報告ありましたことに、質問等ございませんか。
26番委員	はい、議長。26番です。取消後は、前の田ということになるのでしょうか。
農地係長	はい、議長。そのとおりでございます。田です。
議長	その他ございませんか。  (「なし」の声あり)  質疑なし認め、質疑を終結致します。 次に報告第3号、「農地法第18条第6項の規定による通知について」、事務局その内容を報告願います。
農地係長	はい。議長。3ページです。報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。農地法第18条第6項及び同法施規則第68条の規定により、農地又は採草放牧地の解約を合意で成立した旨下記の者より通知書が提出されたので報告するものです。 1番、借人 ●●町 ●●●●。貸人 ●●●●。1筆 1,106平方メートル。 2番、借人 ●●町 ●●●●。貸人 ●●県 ●●●●。計3筆 8,659平方メートル。 農業経営基盤強化促進法の利用権の全部解約です。番号1番は、関連として議案第41号1番で、所有権移転許可申請が出されているもの、番号2番は、借人が家族の介護のため耕作できなくなったためのものであり、借人は現在調整中となっているものでございます。以上2件、報告いたします。
議長	ただ今、事務局から報告ありましたことに、質問等ございませんか。  (「なし」の声あり)
議長	質疑なし認め、質疑を終結致します。 次に報告第4号、遠野市長から、農業振興整備計画の変更について意見を求められたことについては、第1種農地と思われる案件が存在するなど、重要案件であることから、10月19日に農地専門委員会を開催し事前協議をしていただきました。農地専門委員会では現地確認をするなどして、慎重に協議した結果、変更計画は妥当と判断した旨、濱田農地専門委員長から報告をいただきましたので、遠野市農業委員会会議規則第33条の2の規定に基づき、本総会に報告するものです。農地専門委員会の皆様ご苦労をおかけいたしました。
議長	本報告については、議案第45号でご審議いただきますので、質疑は省略します。
議長	次に、議案審議に先立ち、議事参与に関する注意事項を申し上げます。自己または同居の親族若しくは配偶者に関する事項について、該当する委員はその議事に参与できませんので、審議時には退席を願うこととなります。予めご了承をお願い致します。
議長	【日程第1】 日程第1についてお諮り致します。議事録署名人並びに書記の指名について、遠野市農業委員会会議規則第13条の規定により本職から指名したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。  [「なし」と呼ぶ者あり]

議 長	<p>ご異議なしと認め、議事録署名人に11番 菊池妙子委員、12番 山崎登久昭委員、会議書記には事務局 千葉芳治係長を指名致します。</p> <p>次に、農地法等に係る議案総括表の説明を事務局に求めます。</p>
農 地 係 長	<p>はい。議長。第92回遠野市農業委員会総会提出議案総括表です。(提出議案総括表(農地法等関係)を説明) 法第3条、今月計6件、56,357平方メートル。利用集積、今月計2件、18,756平方メートル。法第4条、今月計1件、80平方メートル。法第5条、今月計1件、509.06平方メートル。適用外、今月計1件、1,321平方メートル。法第18条第6項、今月計2件、9,765平方メートル。以上です。</p>
議 長	<p>【日程第2】</p> <p>日程第2、議案第40号、「農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定について」を上程致します。事務局に説明を求めます。</p>
農 地 係 長	<p>はい。議長。議案第40号、「農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定について」です。農地法施行令第3条の規定により提出された下記の許可申請について可否の決定を求めるものです。説明につきましては、番号、土地の所在地、面積、譲受人、譲渡人、譲受理由、譲渡理由の順番に読み上げてまいります。</p> <p>1番、●●町、2筆、1,106平方メートル。●●町 ●●●●。●●町 ●●●●。相手方の要請により買い受ける。労力不足のため売り渡すものです。</p> <p>2番、●●町、7筆、6,234平方メートル。●●町 ●●●●。●●県 ●●●●。相手方の要請により買い受ける。遠隔で耕作不便のため売り渡すものです。</p> <p>3番、●●町、1筆、357平方メートル。●●町、●●●●。●●県 ●●●●。規模拡大のため買い受ける。相手側の要請により売り渡すものです。</p> <p>4番、●●町、2筆、1,062平方メートル。●●町 ●●●●。●●町 ●●●●。新規就農のため買い受ける。相手側の要請により売り渡すものです。</p> <p>5番、●●町、11筆、34,749平方メートル。●●町 ●●●●。同所 ●●●●。父から譲り受ける。後継者(子)へ譲り渡す。生前贈与です。</p> <p>6番、●●町、8筆、12,849平方メートル。●●町 ●●●●。同所 ●●●●。母から譲り受ける。後継者(子)へ譲り渡す。生前贈与です。</p> <p>以上6件、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしているものと考えます。ご審議をよろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>ただ今の説明に関連して担当委員から現地確認調査の結果等の説明をお願い致します。●●地区担当委員、お願いします。</p>
18番委員	<p>はい、議長。18番 阿部です。17日に委員2名、事務局2名で現地確認をしました。場所は●●●●の向かいにあり、現在も譲受人が借受けて耕作しており、何ら問題もなく確認してまいりました。</p>
議 長	<p>●●地区担当委員、お願いします。</p>
10番委員	<p>はい、議長。10番 奥友です。17日に委員2名、事務局2名で現地確認をしました。場所は●●●●にあります。譲受人の●●●●宅の近接の農地です。何ら問題もなく確認してまいりました。</p>
議 長	<p>●●地区担当委員、お願いします。</p>
7番委員	<p>はい、議長。7番 佐々木です。17日に委員2名、事務局2名で現地確認をしました。譲り受ける農地は、●●●●さん宅のすぐ裏の場所にあり、何ら問題もなく確認してまいりました。</p>

議 長	<p>ありがとうございました。以上で現地確認調査の結果等説明が終了しましたので、質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結致します。お諮り致します。議案第40号は、原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第40号は、原案のとおり「可」と決しました。</p>
議 長	<p><b>【日程第3】</b>      続きまして、日程第3、議案第41号、「農地利用集積計画の決定について」を上程致します。事務局に説明を求めます。</p>
事 務 局 長	<p>議案第41号、「農地利用集積計画の決定について」ご説明致します。農業経営基盤強化促進法第1項の規定に基づき遠野市長より提出があったので、計画の決定を求めるものでございます。</p> <p>1番、利用権の設定を受ける者、●●町 ●●●●。利用権を設定する者、●●町 ●●●●。土地の所在地、●●町●●●●、1筆、998平方メートル。契約期間、5年。使用貸借権設定。</p> <p>2番、利用権の設定を受ける者、●●町 ●●●●。利用権を設定する者、●●町 ●●●●。土地の所在地、●●町●●●●、計3筆、17,758平方メートル。あっせん事業に伴う所有権移転、売買。</p>
議 長	<p>説明が終了しましたので、質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>(「なし」と呼ぶ者あり)</p>
議 長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結致します。お諮り致します。議案第41号は、原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第41号は、原案のとおり「可」と決しました。</p>
議 長	<p><b>【日程第4】</b>      日程第4、議案第42号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程致します。事務局に説明を求めます。</p>
農 地 係 長	<p>はい。議長。9ページです。議案第42号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてです。農地法施行令第7条第1項の規定により提出された下記の許可申請について、意見の決定を求めるものです。</p> <p>本案件は、居宅の隣地の農地80平方メートルに花木を植栽し、庭として利用しており追認となるものです。経過といたしましては、申請人は住宅建て替えに伴い、前居宅の前にあった花木を隣地の農地に移植したものです。申請者は、土地区画整理事業区域内の土地であり、隣地も宅地であると思い込んでいたものです。農地法の手続きが必要なことを認識していなかったため、土地の事前確認など所有地の把握を怠り転用許可を受けずに着工したことを深く反省し、今後このようなことがないようにする旨の顛末書の提出も出されております。申請者は故意に行ったものではなく、また、申請地は、都市計画画法上の用途地域内の農地であり、第3種農地は原則許可出来るものであることから、追</p>

		<p>認もやむを得ないものと判断されるものです。 以上、ご審議よろしくお願ひいたします。</p>
議	長	<p>ただ今の説明に関連して担当委員から現地確認調査の結果等の説明をお願ひ致します。●●地区担当委員、お願ひします。</p>
3 番 委 員		<p>はい、議長。3番 鈴木です。17日に委員3名、事務局2名で現地確認をしました。場所は●●●●付近で、周辺に農地もなく何ら問題もなく確認してまいりました。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。以上で現地確認調査の結果等説明が終了しましたので、質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結致します。お諮り致します。議案第42号は、原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p> <p>ご異議なしと認めます。よって、議案第42号は、原案のとおり「可」と決しました。</p> <p>【日程第5】</p>
議	長	<p>続いて、日程第5、議案第43号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程致します。事務局に説明を求めます。</p>
農 地 係 長		<p>はい。議長。10ページです。議案第43号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてです。農地法施行令第15条第1項の規定により提出された下記の許可申請について、意見の決定を求めるものでございます。</p> <p>1番 風速計設置、資材搬入路の整備を目的とする「その他施設用地」として転用しようとするものです。申請地は、周辺が草地開発事業を実施した牧場の山地の中に点在する農地であり、第1種農地と判断しました。申請者は、周辺地域の地形等を考慮した結果、当申請地は好風況が望まれ、また、現在耕作に利用されていない土地であり、当申請地を適地として風力発電事業検討の事前調査を行うものであり、3年以内の一時転用は例外的に許可できるものです。事業費につきましては、自己資金により確保する計画であり、金融機関の残高証明書を確認しており、資金の確保は確実であると判断されます。以上、農地転用許可基準から、転用することはやむをえないものと判断されるものです。ご審議よろしくお願ひいたします。</p>
議	長	<p>ただ今の説明に関連して担当委員から現地確認調査の結果等の説明をお願ひ致します。●●地区担当委員、お願ひします。</p>
2 6 番 委 員		<p>はい、議長。26番 多田です。場所は●●●●の●●●●●●●●●●付近で、現在、●●などで使われていない土地です。何ら問題もなく確認してまいりました。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。以上で現地確認調査の結果等説明が終了しましたので、質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結致します。お諮り致します。議案第43号は、原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>





ございます。それぞれ、事業計画地の選定にあたって、事業面積を必要最小限に、かつ周辺農地への集団化・効率化に与える影響を考慮した結果、農用地区域以外に代替すべき土地がなかったため、申請地での事業を計画しているものです。

資料のページ1-1をご覧ください。

1番、●●町 ●●●●。●●町1筆 1,369平方メートルです。事業計画は自ら経営している会社の建設機械の駐車場及び資材置場が不足おり、当該地に建設機械駐車場、資材置場を整備する必要があるため、農用地区域からの除外を申請されたものです。除外後は、第2種農地と判断されるため、許可できるものと考えられます。

次に、資料のページ2-1をご覧ください。

2番、●●町 ●●●●。●●町1筆 1,341平方メートルのうち230平方メートルです。事業計画者は、現在、両親、配偶者、姉、姉の子の6人で同居しており、部屋を割り振りしながら日常生活を送っておりますが、不都合が生じており、また、新たに子供が生まれることから、安定した生活環境を早期に確保したいということから新たな場所に住宅を建築しようとするものです。また、将来的に農業後継者となるため、両親の農業を手伝いながら農業を学び、両親の面倒をみながら日常生活ができる場所として、両親の自宅周辺に新たに住宅を建築する必要があるため、農用地区域からの除外を申請されたものです。除外後は第1種農地と判断され、例外的に許可できるものと考えられます。以上2件、ご審議お願いいたします。

議長 説明が終了致しましたので、早速質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。それでは質疑を終結致します。お諮り致します。議案第45号は、原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長 ご異議なしと認めます。よって議案第45号は、原案のとおり「可」と決しました。

【その他】

議長 その他、委員の皆様からご意見、ご提案等ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

事務局からありませんか。

事務局長 はじめに、農地パトロール結果と勧告農地の取り扱いについてです。昨年度実施していただきました農地パトロールにおいて、勧告対象となった農地所有者に対しまして、添付案により通知いたしたいと考えます。11月30日までに解消されない場合には、平成29年度からの固定資産税が1.8倍になりますとのお知らせ内容となっております。発送は、今総会終了後に予定していますので、その後に担当地区対象者から、解消が困難等の相談があった際には対応方よろしくお願ひします。次に、台風10号大雨等災害見舞金の協力についてです。この件につきましては、添付資料のとおり岩手県農業会議から、各農業委員会へ協力依頼があったものです。ご存知のように、台風10号により岩泉町を中心に県内に甚大な被害をもたらしており、多くの農業委員の皆様も被害に遭われているという状況です。農業会議からは特に金額の指定はありませんでしたが、運営委員会において一人2,000円の対応としてはどうかという結論になりました。つきましては、全農業委員合わせて62,000円をお出しすることとし、支出については互助会からと考えたいと思いますのでよろしくお願ひします。次に、皆様に全国農業新聞の見本誌を配布しております。これは10月～11月の全国農業新聞中期普及強調月間に合わせ、農業会議のほうからぜひ見本誌を活用し購読拡大普及に取り組んでいただきたいとの趣旨であります。お忙しいところとは思いますがよろしくお願ひします。また、県農業会議だよりも配布

いたしておりますので、ご一読いただきますようお願いいたします。また、県外研修につきましては、事務事業経過報告でもお話ししており、先方の都合により1日目の研修先が変更となっております。男鹿市農業委員会で先進地事例を研修後、潟上市の小玉醸造を見学しホテルに入るという日程に変わっております。なお、2日目の日程等には変更はありませんのでよろしくお願いいたします。次に、情報提供であります。例年11月に開催しておりました農林水産振興大会ですが、今回は先の台風10号の影響により来年3月の開催延期となる見込みとなっております。開催が決定になりましたら、改めて委員の皆様にもご連絡等があると思いますのでよろしくお願いいたします。最後になりますが、農地の日の活動で皆さんに植えていただいたエゴマが収穫できる時期になったとのことで、田中委員と相談をしたところ、26日午後1時30分から実施することになりました。お忙しいとは思いますが、参加できる委員の皆さんの協力をお願いします。以上となります。

議

長

ただ今の事務局からの報告について、皆様方から何かございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

以上をもって、第92回遠野市農業委員会総会を閉会致します。ご苦労様でした。

午前10時50分閉会

署 名

遠野市農業委員会会議規則第32条第2項の規定により、ここに署名する。

平成28年 月 日

遠 野 市 農 業 委 員 員 番 \_\_\_\_\_

同 番 \_\_\_\_\_

遠 野 市 農 業 委 員 会 会 長 \_\_\_\_\_